



# 株式会社 S O T 利用規約

株式会社 S O T  
代表取締役 炭竈 宏光

## ■利用規約

株式会社SOT（以下SOTと言います）運営に際しまして、皆様が快適にご利用頂くために、下記の事項を厳守されます様お願い申し上げます。また、SOTが健康作りを怠るの場として、常により良い環境で楽しい雰囲気を保ち続ける様に、皆様のご理解とご協力を心よりお願い致します。

- 1) 名称  
本施設・運営は、株式会社SOT（以下、SOT）と称します。
- 2) 所在・運営  
SOTは、株式会社SOT 岐阜県関市肥田瀬1243番地1の法人による運営となります。  
店舗住所は、岐阜県関市関口町4丁目7-1となります。
- 3) 目的  
SOTでは、会員に対して多数のトレーニング/教室/アカデミーを通じて 『基礎体力・体幹・人間力の向上・健康維持・増進』に努めることを目的とします。  
○ トレーニング・・・会員に対して一緒にその競技や運動を行い共に身体を動かす楽しさを深める。  
○ 教室・・・指導者がある程度、その競技・運動に熟知していて、会員に対して、サポートが出来るクラスを提供する環境。  
○ アカデミー・・・有資格者若しくは、競技によっては、指導歴が長く熟知した指導者が会員に対して、的確に指導が出来て、向上できる環境。
- 4) 入会・会員資格  
SOTをご利用頂くには、医師から運動の禁止等をされていない方に限ります。なお、20歳未満の方は保護者（親権者）の同意が必要になります。
- 5) 施設利用条件  
SOTの休日は、土曜日・日曜日及び年末年始と社内研修臨時休業となります。  
但し、一部トレーニングジム会員の利用に関してはその限りではない。  
SOTの入会費用・施設利用料金・利用時間は、別途定める「資料3」ご案内をご参照下さい。
- 6) 施設利用資格  
会員は、SOTの目的に賛同し、本規約を承諾する方及び団体とし、SOT利用は医師から運動を禁じられていない方とします。（但し、SOTが特別に認めた場合はこの限りではありません）なお、次の各項目に該当する方については入会が出来ません。  
① 暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある方。  
② 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全に脅かす方、またはその様な団体と密接な関係の有る方。  
③ 社会通念上、前項目に該当すると思われる行為、言動、外見、身なり（刺青・TATTOO(タトゥー)を露出される方)をされている方。  
伝染病または、他に伝染・感染する恐れのある方疾病を有する方、SOTが不適当と認めた方。  
会員資格の喪失により、相続による会員権利の譲渡は、一切出来ません。  
別途、細則にて定めます。
- 7) 会員の種類  
○正会員  
ゴールド会員、シルバー会員、トランポリン会員、スラックライン会員、トレーニングジム会員は、幼児・小児～シニアまで、会員様に合ったプランを選んで頂いております。  
※20歳未満の方は保護者（親権者）の同意が必要になります。  
※要介護の必要な方は、介護者・保護者（親権者）等と一緒にサポート役として参加をお願いします。  
その場合の費用は、会員1名の費用のみとなります。（その場合は介護必要と判断出来る証明(養育手帳、障害者手帳等)を毎回提示をお願いします）  
○ビジター会員  
・月謝式での利用では無く、単一のご利用をされる方  
○チーム登録会員  
主なスポーツ競技等の団体で、代表者が明確にご提示できる団体となります。  
※本施設の利用形態に応じた会員種類をその都度定めます。  
※当社は、会員種類を追加・変更・廃止・再開をする事などがあります。
- 8) 入会手続き  
所定の入会申込書等に必要事項を明記の上、会費等を添えて手続きして頂きます。  
※『入会申込書、利用規約、個人情報取り扱い及び肖像権について、施設利用料金表・その他ご案内』一式  
入会申込書にご記入で当規約同意と致します。（申込書記載欄あり）  
※webからの入会手続きも適用させて頂きます。  
なお、口座振替依頼書に関しては、別途書面にて提出が必要となります。
- 9) 諸手続き  
入会申込書等の内容に訂正が出来た場合（住所変更等）は、速やかに申し出頂かなければなりません。  
活動中の傷害に関しては、任意でスポーツ安全保険に加入致します。申込書内の必要項目を提出し加入となります。  
未加入者は、自費での対応となりSOTに過失がある場合はその限りではない。
- 10) 入会金  
入会金は、SOTの定める所定の方法で入会申込時に現金にて納めて頂きます。  
・入会金（システム登録料）  
※退会後の再入会は、原則 再度入会金をお納め頂き、初めからの手続きとなります。  
※本施設の使用が無く、返金の申し出にはお受け出来ません。

### 1 1) 正会員クラスと適用項目

会員クラス	
1. ゴールド会員	2. シルバー会員
3. トランポリン会員	4. スラックライン会員
5. トレーニングジム会員	

- ・適用項目に関しては、別途定める「資料3」ご案内をご参照下さい。
- ・入会月とその翌月は、引き落とし口座登録の都合上、月初めに 現金をご持参下さい。（タイミングによって初月のみの場合となる）
- ・入会翌々月からの月謝の支払いは、原則 お届け口座からの引落としとなります。（タイミングによって翌月からの場合となる）
- ※本施設の使用が無く、返金の申し出にはお受け出来ません。

### 1 2) スポンサー契約と適用項目

スポンサー契約	
1. ゴールドスポンサー	
2. シルバースポンサー	

※原則 登録時から1年と致します。契約のタイミングでの料金の変動はございません。

※規定件数を上回る申し込みが有る場合、増数可能とする。

- ・適用項目に関しては、別途定める「資料3」ご案内をご参照下さい。

### 1 3) チーム登録会員と適用項目

年間登録（登録時より1年間有効）を行い、施設のご利用が可能

- ・適用項目に関しては、別途定める「資料3」ご案内をご参照下さい。

### 1 4) ビジター会員と適用項目

- ・ビジター会員は施設利用料金をお支払い頂き施設の予約利用が出来ます。（1日前から予約可能）
- ・時間間隔が空き、退出する場合は必ずスタッフへ申告する。無断に入退出の場合は、再度施設入場料金を支払う事とする。

### 1 5) 貸切グループ（施設全体）

- ・ゴールド会員、ゴールドスポンサー及びチーム登録会員が可能で利用が出来ます。
- ・お電話にてご予約の際は、予約後2日以内に店頭若しくはお振込みにてお支払下さい。

### 1 6) チーム利用料金

チーム利用料金に関しては、別途定める「資料3」ご案内をご参照下さい

### 1 7) 支払方法

支払方法に関しては、当社の定める手段によるものとします。  
※入会時 概ね2カ月間は現金にて店頭にてお支払い下さい。以降 銀行口座引落登録完了後、口座引落となります。  
スポンサー契約の支払方法は、ご契約者とSOTとの同意のもとで決める。  
各会員の支払方法は、受付・入場時に現金にてお支払いください。

1 8) 予約時期と方法

- ・ゴールド会員、シルバー会員、トレーニングジム会員、チーム登録会員は、各施設ご利用の1カ月前からの予約となり、会員予約システム・店頭・お電話にて予約可能 ※会員者が別利用者の為の予約を行った場合は、その予約は無効となり、発覚した時期の取消対象となります。
- ・トランポリン会員、スラックライン会員は、毎週決められた日時に開催のレッスンに参加
- ・ビジター会員は、各施設ご利用の前日からの予約となり、会員予約システム・店頭・お電話にて予約可能
- ・貸切グループは、ご利用の2カ月前から予約となり、店頭・お電話にて予約可能

1 9) 予約振替等

- ・ゴールド会員・シルバー会員の参加出来るレッスンに関しては、自身での予約取消を行って頂く為、都合による振替レッスンや返金等の対応は出来ません。
- ・トランポリン会員・スラックライン会員の固定レッスン参加に対して、会員自身の都合による不参加は、権利放棄とみなします。
- ※但し、SOTの運営上の都合によるレッスン参加が出来なかった場合は、別日の代替にて行い参加する。

2 0) 取消料

取消料の詳細は、予約時の方法・取消料<資料3>ご案内ご参照下さい。

2 1) 施設の廃止・利用制限等

SOTは、次の事由によりSOTの一部または全部を閉鎖または、臨時休業する事ができます。

- ①台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等でSOTの業務に支障がある時。
- ②施設改修または補修工事実施の時。
- ③法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった時。
- ④施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情があった時。
- ⑤その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められる時。

SOT施設の一部または、全部を貸切使用する間は、当該施設は、原則として利用が出来ないものとする。この場合、利用者に対する補償は致しません。各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合、利用者に対する補償は致しません。

2 2) 会員証

- ・お一人様1枚のカードをお渡し致します。(ゴールド会員、シルバー会員、トレーニングジム会員、チーム登録会員、ビジター会員)
- ・会員証にある個人会員専用QRコードを入退場時にご利用下さい。
- ・会員証を他人に譲り、なりすましの入場による施設利用が発覚した場合、会員の不注意に関わらず、損害賠償を申し立てます。
- ※会員証の紛失により、ご一報頂いた以降の発生に関しては、その限りではない。
- ・会員証紛失・破損等による再発行の場合は、再発行料 1回 1,000円(税込)にて申し受け致します。

2 3) 休会手続き

会員は、休会する際は、会員証を一度返却し、休会届に必要な事項を明記の上、提出しなければなりません。その年度内に休会し再入会の際は、入会金は、不要で再入会となります。(その年度内とは、年会費支払初月より1年間) ※口座引落の都合上、毎月10日迄に休会届提出の場合は翌月の引落は発生せず、以降の退会に関しては、翌月の引落後の休会となります。10日が土日祝日の場合は、前の平日営業日迄にお願いします。

2 4) 退会手続き

会員は、退会する際は、会員証を返却し、退会届に必要な事項を明記の上、提出しなければなりません。その場合、入会金の返金等は出来かねますのでご了承下さい。その年度内に再入会となる場合でも、再度入会登録料が必要になります。(その年度内とは、年会費支払初月より1年間) ※口座引落の都合上、毎月10日迄に退会届提出の場合は翌月の引落は発生せず、以降の退会に関しては、翌月の引落後の退会となります。10日が土日祝日の場合は、前の平日営業日迄にお願いします。

2 5) 会員資格の喪失

会員が、以下の何れかに該当する場合、当該会員は、会員資格を喪失します。その場合一切の返金等は対応致しません。

- ・入会金、月謝を1カ月以上未納の場合
- ・SOT規約の費用を指定の時期までに納めない場合
- ・入会・再入会に際して虚偽の申告をした場合
- ・利用規約に反する場合
- ・会員の死亡の場合
- ・その他、SOTの目的にふさわしくない行為をした場合

※故意に運営に対して、迷惑を被る場合は、法的処置等行い、営業妨害による損害賠償をお願いする場合がございます。

2 6) 諸費用の改定

SOTは、本規約に基づいて利用者が負担すべき諸費用を、社会情勢、経済状況の変動等を参考に改定する事が出来ます。この場合、SOTは改定日の1カ月前迄に施設内への掲示とホームページ上にて告知するものとする。

2 7) 損害賠償

SOT利用に際して、会員または第三者に生じた人的、物的事故についてSOTでは、一切の責任を負いません。ビジターについても同様になります。利用者若別利用者に対して、損害を与えた場合、当該会員は速やかにその賠償の責任に応じるものとします。但し、事故または損害を与えた原因が明らかに、SOTの過失または、器具類の不良による場合は、この限りではありません。

2 8) 盗難・紛失・忘れ物

SOT利用、活動中に生じた盗難については、一切の損害賠償の責任を負いません。忘れ物については、1カ月間の保管の後、申し出のない場合は、処分させていただきます。

2 9) 禁止行為

SOTでは、下記の行為を禁止致します。

1	所定の場所以外での飲食、喫煙(電子タバコ、無煙タバコを含む)	9	暴力行為、威嚇行為、痴漢、覗き、露出など公衆良俗に反する行為
2	酒気を帯びてのトレーニング	10	施設運営場所への落書き行為、器具への破損行為
3	外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方の施設利用	11	トレーニング無関係な大声(電話含む)、奇声行為
4	危険物、ペットのお持ち込み	12	営業妨害とみなされる行為
5	賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに準ずる行為で、他の会員に迷惑を及ぼす行為	13	許可なく施設の設備関係の変更(空調、照明、音響等)
6	無許可の写真、映像撮影、録音によるSNS発信、無許可のアンケート協力等の行為	14	SOTの許可なく利用者にトレーニング指導をする行為
7	許可なく施設の長時間独占する行為、未支払い施設の利用	15	人工芝、タータン、トランポリンエリア内で水以外の水分を利用
8	他人の誹謗中傷行為	16	その他、SOTの運営目的にそぐわない行為

別途、細則にて定めます。

3 0) SOT内及びその周辺で、SOTの承認のない物品販売、商業行為、印刷物・チラシ等の配布、特定の宗教・政治的宣伝行為は、固くお断りいたします。

3 1) 活動中の現金・貴重品類は、原則お預かり出来ません。各自自己管理にて宜しくお願い致します。万が一盗難・損害・その他の事故が発生した場合は、SOTでは、一切の責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

3 2) 細則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、SOTが定めるものとします。

3 3) 改定

本規約の改定及び変更はSOTにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての利用者及び及ぶものとします。なお、SOTが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1カ月前までにその内容を施設内への掲示とホームページ上にて告知するものとする。

3 4) 附則

本規約は、2021年(令和3年)8月28日から施行します。規約紛失による、規約違反は、認められません。規約の紛失などによる再発行時は、申し出頂ければお渡し致します。

改定 2023年(令和4年)3月1日 施行 2023年(令和4年)4月1日